

平成18年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

平成18年3月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成18年度の「環境月間」について

(1) 地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の維持再生など、私たちが生活の中で取り組まなくてはならない課題が多くなっています。最近では、平成17年2月16日に京都議定書が発効し、京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書の約束を達成するため、国民各界各層があらゆる対策・施策の推進に取り組んでいます。また、容器包装リサイクル法の改正案を今国会に提出するなど、政府、自治体、企業、住民等がそれぞれの役割を果たすことを通じた循環型社会構築への取組も進んでいます。さらに、外来生物法の施行、エコツーリズムの推進など、生物多様性の保全や自然環境の賢明な利用の取組も本格化しています。

加えて、環境教育の分野では、環境保全活動・環境教育推進法が施行されるとともに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」が平成17年から始まっています。これらに基づき、環境教育、環境分野と福祉、開発など他分野との教育面での連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進しています。

(2) こうした状況を背景とし、平成18年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・体感、体験を通じ気づきから行動へとつなぐことに重点を置く。
- ・地球温暖化防止大規模国民運動「チーム・マイナス6%」など種々な普及啓発活動と連携を図っていく。
- ・新たな環境技術・製品・ビジネスモデルの紹介や地域の活性化など、環境と経済の好循環を視野に入れて進める。
- ・国、地方公共団体、企業、民間団体、国民の参加と協力の下に実施する。
- ・特に、環境省地方環境事務所などを通じ、地域の各主体と協力した普及活動を進める。

3 実施方針

(1) 実施期間

環境の日 : 6月5日
環境月間 : 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等

(3) 行事等

環境省重点テーマ

- ・クールビズをはじめとした地球温暖化防止大規模国民運動「チーム・マイナス6%」キャンペーン
- ・「もったいないふるしき」をはじめとした循環型社会構築への取組
- ・省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進

行事例及び広報

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図ります。

- ・意識の啓発 : 講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及 : 環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、フリーマーケット、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動 : リデュース・リユース・リサイクル活動、アイドリング・ストップ等のエコドライブ実践、環境家計簿、夏の軽装（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、清掃・植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰 : 環境保全功労者、環境保全作品等の表彰